

障害基礎年金支給決定における課題

相 場 恵

要旨：障害基礎年金の受給者が増加している現状の中で、障害基礎年金が本来は必要の人に支給されない現状があるのではないかと考えた。障害基礎年金の申請にあたって当事者や家族がどのようなプロセスを経たのかを把握したところ、当事者の年金についての認識の低さ、ひとり暮らしを可能にする収入が得られない就労の現状、家族の意向、診断書を作成してもらうことの困難、専門職との繋がりが必要さが課題として明らかになった。

キーワード：障害基礎年金、審査請求、軽度知的障害者

1. 研究の背景

日本の年金の財政が厳しい現在、年々障害基礎年金の受給者が増加している。その一方で、障害基礎年金が障害の程度が軽いという理由で打ち切られる現状がある。障害基礎年金が本来必要の人に支給がされないという事態が発生しているのではないかと。日本年金機構障害年金センターが障害基礎年金の認定審査を一括して行っている。このことは、各都道府県で認定審査を行ったときの格差を是正する目的もあるが、国の財政状況を年金支給に反映させやすくするという側面がある。そのため、障害のある人の所得保障に、何らかの影響がある（高阪 2017；中尾 2019）のではないかと考える。

障害年金には、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」の2種類があるが、受給者の内訳をみると障害基礎年金のみの受給者が約7割を占める。老齢年金では、約8割の人が国民年金と厚生年金保険の両方を2階建てで受給していることを考えると、かなり特徴的な数字である（松山 2017b：12）。このことから障害者の就業率の低さが伺える。障害があるために、就労できず生活を維持していくために必要な収入が得られない人にとっては、障害基礎年金は唯一の収入源である。

障害基礎年金の認定にあたっては、障害種別で認定基準が定められている¹⁾²⁾。障害基礎年金1級は年間約975,000円、月額約81,000円。障害基礎年金2級は、年間約780,000円、月額約65,000円支給される。しかし、この支給額だけでは、独立した最低限度の生活を営むことは難しい。そもそも障害者雇用の現状はどのようになっているのか。厚生労働省（2019b）の平成30年障害者雇用状況の集計結果によれば、民間企業（45.5人以上規模の企業）に雇用されている障害者の数は、53万4,769.5人である。障害別では、身体障害者が34万6,208人、知的障害者が12万1,166.5人、精神障害者が6万7,395人である。多くが身体障害者であり、知的障害者や精神

障害者についての民間企業雇用はまだまだ進んでいないことがわかる。

厚生労働省（2019a）の障害者雇用実態調査の結果によれば、平成30年5月の平均賃金をみると、身体障害者は21万5千円、知的障害者は11万7千円、精神障害者は12万5千円、発達障害者は12万7千円となっている。身体障害者の方が他の障害者より約2倍の賃金を得ていることが明らかである。しかも、この平均賃金は、フルタイムやパートタイムの賃金、平均勤続年数の違いも加味したうえでの平均である。平均勤続年数をみると、身体障害者は10年2月、知的障害者は7年5月、精神障害者は3年2月、発達障害者は3年4月となっている。知的障害や精神障害があり就労意欲がある障害者の働く場がないというよりかは、知的障害者や発達障害者を雇用する素地ができていない職場があることが課題ではないだろうか。

障害の種類による労働の課題について考えていく。先述のとおり、肢体不自由の障害がある人がフルタイム勤務で賃金も健常者と同等、かつ日常生活においても自立している場合事例も多くあろう。これは、障害者雇用の歴史、現在の障害者雇用実態調査の結果からも明らかである。障害者の雇用の始まりは、日本の敗戦直後からの傷痍軍人の職業更正雇用施策として職業援護である。そのころは、精神障害や内部障害、視覚や言語に障害がある人たちは初めから除外されている（杉原2008：95）。その後、1960年に身体障害者雇用促進法が制定され、民間企業は努力義務ながら雇用率の設定により身体障害者の雇用施策が明確に位置づけられた（杉原2008：93）。身体障害者雇用促進法は、幾度かの改正を経て、障害者の雇用の促進等に関する法律へと移行していき1987年に知的障害者も対象になった。2006年には、精神障害者も対象となった。

障害特性によりフルタイムでの就労が困難な知的障害者、発達障害者、精神障害者などは、一人で生活できる能力を持ちながらも経済的に厳しい状況にある人もいる。

人間が労働対価として収入を得て自分の好きなことをすることは、生活をするうえで重要な要素である。このことが障害者であるがゆえに我慢を強いられるようなことがあってはならない。生産性を重んじる業務内容、効率の良い仕事を望む環境を作ることは否定できない。しかし、障害の特性上その環境に合わせる人が難しい人にとっては困難な状況がある。労働において、一個人にその生産性を求めることなく業務をチームで取り組むシステムを作っていく必要がある。そのチーム構成員の労働者にも賃金上で手当を付けるなどして支援できるようにしていく。このことで障害者とともに働き障害者も希望する賃金や時間で働くことができる環境を整えられるのではないかと考える。この環境が整えば、障害基礎年金の申請に頼ることがない生活も可能ではないだろうか。しかし、現状は、障害基礎年金に頼ることで生活が成り立っていることも現実である。

では、治療や介護を必要とはしていない障害者が一人で生活をしていくということをベースに考えてみることにする。どのくらいの収入が必要であるか20代を例に挙げ、生活保護費の概算と単身世帯生活費平均額を提示する。平成30年（2018年）10月改定の生活保護費の概算³⁾によれば、20歳の障害者1人の単独世帯で129,320円（生活扶助基準額74,790円、障害者加算

17,530 円、住宅扶助基準額 37,000 円)である。総務省(2015)の総務省統計(34歳以下の単身世帯生活費平均額)によれば、20代一人暮らしの生活費平均額は、家賃を除いた生活費平均額は合計で130,318円である。一人暮らしをしていくためには、約130,000円の収入を要することがわかる。

しかし、就労でその収入が満足に得られない、そのうえ障害基礎年金も受給できないとなれば、最後の砦は、生活保護の申請となるであろう。家族に扶養されるだけではなく、本人自身の収入でどのように生活できるかは自立にとって重要な鍵となる。このように治療や介護を必要とはしていない障害者は、健常者の生活環境と治療や介護を必要とする障害者の生活環境の狭間にある。「働けない」「要介護状態である」このことの方が自分の生活を守れるのではないかと障害者が感じたとき、生活していく意欲がそがれていくのではないだろうか。そのような背景のなか、様々な理由から必要性があるにも関わらずにこの障害基礎年金の支給すらされていないケースも多い(河本2010;青木2015)。

本研究では、障害基礎年金が必要な状態にあるが不認定となった発達障害と知的障害を併している事例を通して、障害基礎年金支給決定における課題について検討する。

2. 目 的

発達障害や知的障害においてそれぞれの障害の程度は軽度と判定されていて一般就労が難しい1ケースの支給決定のプロセスをとおしてその課題を明らかにする。

3. 研 究 方 法

(1) 対象

本研究では、一般就労が困難であるにもかかわらず、障害の程度が軽いことを理由に支給決定されず、審査請求手続きを行っている成人で、本人が口頭で回答可能な人を対象とする。さらに、申請にあたっては、家族の関わりが不可欠なことや家族も子どもの障害に関しての多くのことに思い悩む渦中にある当事者という観点から家族も対象とする。審査請求に関わった社会保険労務士からも協力を得た。考察の対象としたプロセスは、障害基礎年金の受給申請→却下→再申請→棄却という約1.5年である。

(2) 研究の手続き(倫理的配慮)

インタビュー内容は、プライバシーを特定するものではないこと。さらに、インタビュー内容は、分析、整理を行い、研究の目的以外では一切使用しないことなどを、依頼文書に掲載し、インタビュー当日に再度、口頭での説明を行い、承諾書をとった。

調査期間は、令和元年9月に大学研究室内で2回インタビューを実施した。1人30分程度。個別の方法で半構造化した聞き取り調査を実施。調査前には、A県B市の発達障害の関係団体
に調査協力を依頼して了解を得た。本人や家族の同意のもと、聞き取りの内容を録音し、文章化
した。関係資料の開示については、資料原本を筆者が個人を特定されることのないように改訂し
その上で本文に載せることで了承を得た。なお、本研究は、東北福祉大学研究倫理委員会の承認
を得て実施した。

(3) 調査項目

① 基本属性

本人・家族…年齢、性別、所属、障害名、障害者手帳の有無
社会保険労務士…発達障害者と関わった経験

② インタビュー項目・質問内容

本人への聞きとり

- ・国民年金と障害基礎年金についての認識
- ・就労についての現状

家族への聞き取り

- ・障害基礎年金を申請する経緯
- ・障害基礎年金申請時の手続きの状況
- ・障害基礎年金の支給・不支給の決定通知について
- ・不支給決定の審査請求について
- ・審査請求後の結果について
- ・専門機関との関係について

申請に当たって使用した関係資料「病歴・就労状況等申立書」、「診断書の写し」、審査請求時
に作成した資料、審査請求の決定書の開示、社会保険労務士作成資料の開示をお願いした。

(4) 分析方法

調査項目に基づき、録音によるインタビューを実施後、逐語録を作成。調査対象者の逐語録の
発言を意味のあるまとまりごとに分類した。

4. 事例

(1) 当事者

- ・A氏 20歳
- ・障害名：自閉症、てんかん（症状改善し現在治療はしていない）

- ・ 障害者手帳：療育手帳 B
- ・ 生育歴

1 歳	1 歳 6 か月ごろに保健師の勧めで、市の特別検診を受診。配慮が必要な子だとして、市が主催する教室に通所。成長につれ、多動や情緒不安定等症状が顕著となる。
3 歳	保育園にて、意識が飛ぶ様子が確認され、病院受診。検査の結果、「てんかん」と診断され、服薬を始める。知能検査の結果から療育手帳 B 判定となる。
6 歳	就学前検診にて、「特別な配慮を必要とする」と判断され、特別支援学級に所属。福祉サービスとしては、放課後デイサービスも利用していた。
10 歳	「てんかん」は投薬を続けていたが、改善の兆しが見られたため、服薬が中止となった。
12 歳	中学校へ入学。特別支援学級に所属。授業中、意識が飛ぶ症状が見られた為、病院受診。検査の結果、「てんかんの再発」と診断され、再び服薬を始める
14 歳	てんかんの症状が改善し服薬が中止となった。
15 歳	高校に入学。科目によっては合格点に至らず再試験にて単位を取得する状況であった。
18 歳	専門学校に入学。コンピューターを使用した授業は得意とするが、一般教養科目においては再試験・補講を実施して単位を取得している状況であった。
19 歳	ハローワーク、専門学校の就職担当、障害者職業センターなどの協力を得ながら就職活動や体験実習を行うが、内定まで至らなかった。
20 歳	卒業直前の2月に障害者トライアル雇用で内定。その後専門学校を卒業。障害基礎年金申請時は、専門学校在学中であった。

- ・ 自分に自閉症と知的障害があることは認識している。
- ・ 現在、一般企業にて障害者トライアル雇用にて勤務。勤務日数は週 4 日、1 日 5 時間勤務。収入は、月 70,000 円程度。父親の扶養に入っている状況。父親と同居している
- ・ 運転免許は所持していない。通勤は公共交通機関と徒歩である。
- ・ 体調不良を起こすことはほとんどなく、医療機関との繋がりはない。

(2) 家族

- ・ 父親 40 代 会社員

兄弟がいない子どもの今後の生活に不安を抱いている。障害基礎年金の申請の主な手続きを行った。

5. 結 果

本人・父親へのインタビューの内容を申請の流れに沿って要約し、再構成した。

(1) 申請の経緯

専門学校在学時から就職がなかなか決まらなかった。卒業間際に企業に内定。勤務形態は、ア

アルバイト。時給制で月70,000円ほどの収入である。父親は、「現在は自分の扶養に入れながら同居し生活をしているから特に不都合はないが、自分の失業や死亡時にはA氏一人では成立しない」ことを不安に思っている。障害者手帳を所持していることから障害基礎年金の支給を受けられるのではないかと考え申請に至った。

国民年金と障害基礎年金についての認識についてA氏に質問したところ、「専門学校や親から国民年金の話は聞いたことはあるが、障害基礎年金のことはわからない。」との回答であった。

(2) 申請手続き

障害基礎年金の手続きには、父親が市役所に出向いた。その際、市役所の職員から、必要な書類の作成をすること、医師の診断書が必要であることという説明を受ける。A氏はてんかんの症状が落ち着いて、家族の支えや周囲の支えがあるため通院はしていなかった。そのため病院とのつながりは断たれている状況であった。申請にあたり、子どものころに受診していた病院をあたったが、現在治療中の患者のみで新規受け付けをしないという回答であった。

診断書を作成してくれる病院を探す術をなくした父親は、子どものころに放課後デイサービスで支援を受けた社会福祉士に相談した。そこで、新たな病院（遠方）を紹介してもらい、数回の通院をし、診断書を作成してもらうことができた。「医師から診断書をもらうときには、丁寧に説明を受け、現在の障害の状態も把握できたことは良かった」という発言もあった。その後、父親は、自分で病歴・就労状況等申立書を作成。作成時に参考にしたものについて父親は、「母親から預かった母子手帳や育児記録、保育園・学校の連絡帳などを参考に作成した」と話している。その後、「年金請求書」「世帯全員の住民票」「医師の診断書」「病歴・就労状況等申立書」などの申請手続きに必要な書類を揃え、市役所に申請をした。

(3) 障害基礎年金の不支給決定通知が届くまでの期間

決定通知が届かず、不安に思っていたところに障害基礎年金の申請をして約4か月経った頃、現在審査中であるという手紙が届いた。このときの心境について父親は、「なんでこんな手紙が来るのだろう」と不思議に思ったと話している。その2週間後に不支給の決定通知が届く。しかし、不支給決定の理由について詳細な記載はなかった。

(4) 不支給決定から審査請求まで

不支給の決定を知り父親は、「あきらめるしかない」「不支給は仕方ないのか」「どうしてうちがもらえないのか」「今やらなければいけないのではないか」「本当に面倒だ」「どうせだったら障害が重ければよかったのか」という思いを抱いた。「あきらめようかと思っていたが、結果を聞いた他の家族から審査請求をしてみることを勧められた。」と話している。審査請求には「家族だけでは限界である」と感じた父親は、A氏が子どものころ利用していた放課後等デイサービ

スでお世話になった社会福祉士に再度相談に行く。審査請求には新たな資料の作成が必要なこと、父親がその書類を作成することも可能であることを教えてもらった。しかし、審査請求は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行わなくてはならない。父親は、仕事をしながら資料を作成する時間もなく、専門的な知識がないことに不安を覚えた。そこで、社会福祉士から手続きの支援をしてくれる社会保険労務士の紹介を受け相談に行った。社会保険労務士が、年金事務所に不支給の理由を照会。不支給の照会では、「普通高校に通学し、専門学校に進学できたから」ということであった。その理由を聞いた父親は、「障害があつて普通高校や専門学校に進学したらその後は保障されないということなのか」と愕然としたという。

(5) 社会保険労務士からの支援

父親と社会保険労務士とで、申請時の書類を再度見直すことにした。社会保険労務士は障害基礎年金の手続きについて複数事例実施経験があった。見直しの作業の中で、障害基礎年金2級には該当するということが判明した。申請書類の中の病歴・就労状況等申立書の提出書類を見直すと回答に対する父親と専門職側のズレが明らかになった。父親は、自分の子どもの現状をありのまま（家族の支援や職場の理解がある状況を踏まえて）回答した。社会保険労務士から、「日常生活の制限」という部分が「できる」という項目にチェックしていたのが多くなっていたのは審査に影響しているかもしれないと言われた。この「日常生活の制限」とは、「本人が一人で生活して」というのが前提であるということである。父親は、その事実を社会保険労務士に説明されて初めて知った。父親としては、自分の子どもが「できる」ということが多いことはとても良いことで、家族の支えがある現状である以上「一人暮らし」の想定はしなかった。社会保険労務士と話し合い、高校や専門学校の経緯や生活の状況について詳細に記載し直した。高校・専門学校での様子についても記載するため、当時の担任の教員にも連絡をとり、文書の作成を依頼した。その後、書類を整え、文書で社会保険労務士が代理で地方厚生局内に設置された社会保険審査官に審査請求をした。

(6) 審査請求後の結果

審査請求して6か月後に審査請求は棄却するという決定書が地方厚生局から文書で届いた。

6. 考 察

(1) 年金についての当事者の認識の低さ

本人は、療育手帳を所持し、自らに自閉症の障害があることは認識している。しかし、障害基礎年金についての認識はないことが伺える。自らの収入月70,000円のうち、携帯電話代や食費という名目で30,000円は父親に渡している。そのことで、自分の収入が家族の役に立っている

ということも話していた。現状では、家族の扶養の中での生活で現状は不都合がないこともあり、経済的な援助についての認識には及ばない。本人が経済的自立の必要性を認識するような働きかけも行うべきと考える。

(2) ひとり暮らしを可能にする収入が得られない就労の現状

就労について本人から「てんかんもあったから、車の免許はとらないことにした。だから、電車と徒歩で通勤している。週に4日勤務している。まわりの人が気をつけてくれている。仕事は楽しいが、もう少しお金がほしい。勤務日数も時間も増やしてもいい。」という発言があった。

障害者トライアル雇用での就労であり、長時間の勤務には至らない状況ではある。しかし、父親からは、「子どもの勤務先から、専門学校を卒業しても扶養を継続してもらえないか。扶養範囲内での収入が想定されるため。そのことから、自分の勤務先をお願いをして、扶養の継続が可能となった。」「今までは親の扶養で生活できているが、本人が一人暮らしを希望した場合に生活が成り立つことを望んでいる。月70,000円では、その生活は不可能である。」という発言があった。今回のケースのように、障害者が民間企業に就労していても、週20時間以上30時間未満の就労であれば、最低賃金は時給824円⁴⁾、週20時間であれば、月額約6万5千円である。就労時間が短い障害者にとって生活保障という観点からも障害基礎年金を受給することは重要なことではないだろうか。

(3) 本人に大きな負担をかけてまで就労を望まないという父親の考え方

父親は、本人が自閉症・知的障害ということで、就労にあたり、個別な配慮を求めなくてはならない状況であることは認識している。そのことから、本人に大きな負荷をかけての就労は望んでいない。障害特性を周囲が理解して生活している現状を維持しながら自分の生活を成り立たせてほしいとの考えがある。

本人は、療育手帳は所持しているものの、治療や介護を要する状況でない。障害者支援施設やグループホームの入所も必要がないと考えている。将来可能であれば、本人が望めば一人暮らしもしてほしいし、恋愛も結婚もしてほしい。月額65,000円の障害基礎年金が支給され、現状の70,000円の収入を得られることができれば、一人でも本人が望む生活が可能な状況にできる。

(4) 診断書を作成してもらうことの困難

てんかんの症状が落ち着いて、家族の支えや周囲の支えがあるため通院はしていなかったため、病院とのつながりは断たれている状況であった。そのため、病院探しということにおいて苦労したようである。障害のある人は、定期的に医療機関の受診をしている必要があることがわかる。痛みや苦痛などなんらかの身体症状の出現、精神的な不安を抱き日常生活に支障がある場合に医療機関の受診をするというのが一般的な認識である。本人や家族が障害特性に対しての医学的な

見解と現状を知ることは重要である。そのためにも、医療機関との繋がりをもつような働きかけをしていかななくてはならない。このようなことから治療や介護を必要とはしていない障害者が、診断書を作成してもらうことが困難な状況が明らかになった。

(5) 本人・家族が書類を作成することの困難

「医師の他にも家族が記載しなくてはならないこともたくさんあり、とても疲れた。記載の仕方もよくわからなかった。申請するだけで疲れてしまった。」との発言も聞かれた。父親が「できる」という項目を多くした書類を作成したことは結果的に不支給の決定に繋がった可能性がある。専門職ではなく本人や家族が書類を作成することができるのであれば、誰もが理解できるような記入要領が提示されるべきである。

(6) 治療や介護を必要とはしていない障害者の専門職との繋がり的重要性

日常生活において治療や介護を必要とはしていないため、医療・福祉サービスとの繋がりがほとんどないことも課題である。障害者本人や家族からは潜在的に支援が必要な状態であってもアクセスするのは容易ではない。そのためには、生活圏域の中にこのような対象となる人がいるということを想定し、専門職はアウトリーチしていかなくてはならない現状が考えられる。本人・家族⇔専門職（社会福祉士・社会保険労務士）といった双方向でのやり取りができる専門機関、専門職との繋がりを得る手段を本人や家族が知ることができるシステムが必要である。

7. 結 論

本研究の目的である発達障害や知的障害においてそれぞれの障害の程度は軽度と判定されていて一般就労が難しい1ケースの支給決定のプロセスをとおして以下の課題が明らかになった。

① 軽度知的障害と発達障害を合併している障害者が現状の収入では経済的に自立した生活ができない現状があること、家族の扶養が不可欠であることが障害基礎年金を必要とする背景となっている。② 本人は障害基礎年金について認識が低い。そのために本人が経済的自立の必要性を認識するような働きかけが必要である。③ 障害基礎年金を申請時の書類作成には、本人や家族だけでは十分な対応ができない。④ 障害基礎年金の申請から支給決定のプロセスにおいて、医療機関・福祉機関との繋がり的重要性がある。⑤ 軽度知的障害と発達障害を合併している障害者が障害基礎年金を必要しているにも関わらず支給決定に至らない現状ある。

しかし、本研究は1事例のインタビュー内容をもとにした研究であるため障害基礎年金の支給決定の傾向を一般化するには至らなかった。今後は複数の事例を対象とし、障害基礎年金の申請や支給決定においてどのような経緯や違いがみられるのか量的研究も含め分析し考察していきたい。さらに、社会保険労務士が障害基礎年金の申請対応をしていく中での課題についても研究を

すすめていきたい。

【注】

1) 国民年金・厚生年金保険 障害認定基準（平成29年12月1日改正より一部抜粋）

・知的障害

- ① 知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいう。
- ② 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の程度
1級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能が著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの
2級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの
3級	知的障害があり、労働が著しい制限を受けるもの

- ③ 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。また、知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合（加重）認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。
- ④ 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。
- ⑤ 就労支援施設や小規模作業所などに参加する者に限らず、雇用契約により一般就労をしている者であっても、援助や配慮のもとで労働に従事している。したがって、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断すること。

・発達障害

- ① 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。
- ② 発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合（加重）認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。
- ③ 発達障害は、通常低年齢で発症する疾患であるが、知的障害を伴わない者が発達障害の症状により、初めて受診した日が20歳以降であった場合は、当該受診日を初診日とする。
- ④ 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動がみられるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの
2級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動がみられるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの
3級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が不十分で、かつ、社会行動に問題がみられるため、労働が著しい制限を受けるもの

- ⑤ 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。
- ⑥ 就労支援施設や小規模作業所などに参加する者に限らず、雇用契約により一般就労をしている者であっても、援助や配慮のもとで労働に従事している。したがって、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、職場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断すること。
- 2) 精神の障害に係る等級判定ガイドライン
『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン』
障害基礎年金や障害厚生年金等の障害等級は、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」に基づいて認定されているが、精神障害及び知的障害の認定において、地域によりその傾向に違いが生じていることが確認された。こうしたことを踏まえ、精神障害及び知的障害の認定が当該障害認定基準に基づいて適正に行われ、地域差による不公平が生じないようにするため、厚生労働省に設置した「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」において、等級判定の標準的な考え方を示したガイドラインや適切な等級判定に必要な情報の充実を図るための方策について、議論がなされた。当該専門家検討会の議論を踏まえて、精神障害及び知的障害の認定の地域差の改善に向けて対応するため、『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン』等を策定し、平成28年9月1日から実施されている。
- 3) 生活保護の概算は、地域によって異なる。今回は、筆者の所属大学地域の概算額である。
- 4) 最低賃金は、筆者の所属大学の地域の令和1年10月1日現在の額である。

【文 献】

- 河本純子（2010）「障害年金の認定基準と就労の関係—精神障害・知的障害を中心として—」『岡山医学会雑誌』122, 43-54.
- 青木久馬（2015）「Xさんの障害基礎年金への長い道のり：裁定請求から再審査請求そして裁決まで」『賃金と社会保障』1641, 4-9
- 青木佳史（2015）「障害基礎年金不支給決定取消訴訟の経緯」『賃金と社会保障』1641, 10-17.
- 健康と年金出版（2018）『障害給付Q & A 改訂第9版』健康と年金出版社, 58-81, 300-305.
- 厚生出版情報企画（2012）『障害年金のすべてがわかる 障害年金制度の解説』厚生出版情報企画, 108-160.
- 厚生労働省（2019a）「平成30年度障害者雇用実態調査の結果」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05390.html, 2019.10.20)
- 厚生労働省（2019b）「平成30年障害者雇用状況の集計結果」

- (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04359.html, 2019.9.30)
厚生労働省 (2019c) 「生活保護の被保護者調査」
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2019/07.html>, 2019.10.20)
松山純子 (2017a) 『改訂版 障害年金をもらいながら働く方法を考えてみませんか?』日本法令, 43-72.
松山純子 (2017b) 『これならわかる〈スッキリ図解〉障害年金』翔泳社, 10-20, 112-132.
宮尾益知 (2018) 『発達障害者の自立・就労を支援する本 発達障害と仕事』河出書房新社, 12-21.
中尾幸村・中尾孝子 (2019) 『図解 わかる年金』新生出版, 100-117.
成澤俊輔 (2018) 『大丈夫, 働けます』ポプラ社, 38-45.
日本発達障害者学会監修 (2012) 『発達障害者ハンドブック—医療, 療育・教育, 心理, 福祉, 労働からのアプローチ』金子書房, 300-315.
日本年金機構 (2018) 「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」
(<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyushougainenkin/ninteikijun/20140604.html>, 2019.8.25)
日本障害者協議会 精神障害年金研究会編 (2017) 『自分たちで考えよう 障害年金の具体的な改善策 新障害認定ガイドラインのここが問題!』やどかり出版, 17-21, 25-30.
野澤和弘 (2016) 『障害者のリアル×東大生のリアル』ぶどう社, 90-111.
塩津博康 (2016) 「障害者就労支援事業所の社会的企業化—新たな実践動向のモデル化の試み—」『社会福祉学』56(4), 14-25.
総務省 (2015) 「2015年度の総務省統計 (34歳以下の単身世帯生活費平均額)」
(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/2.html>, 2019.9.30)
杉原勉 (2008) 「戦後我が国における障害者雇用対策の変遷と特徴 その1—障害者雇用施策の内容と雇用理念の考察—」『佛教大学社会福祉学部論集』4, 91-108.
高橋裕典 (2018) 『4訂版 はじめて手続きする人にもよくわかる障害年金の知識とハンドブック』日本法令, 237-249.
高阪悌雄 (2017) 「障害基礎年金制度成立の背景についての一考察」『社会福祉学』57(4), 28-42.
塚越良也 (2016) 『3訂版 精神疾患にかかる 障害年金請求手続完全実務マニュアル』日本法令, 2-17, 194-261.